



# 赤ちゃんが生まれたら



赤ちゃんとの新しい生活が始まります。  
さまざまな制度を上手に活用しましょう。

## 出生届

問 市民課 ☎029-273-0111

お子さんが生まれたら、14日以内に出生届を提出しましょう。

※次の場合は、事前にご相談ください

- ・日本国籍を取得する子を外国で出産する場合
- ・父母が外国籍の方で日本で出産する場合

### 提出先

本籍地、出生地、届出人の所在地のいずれか

### 持参するもの

- 出生届
- 母子健康手帳
- 届出人の印

## 子育て応援金

問 子ども家庭センター母子保健担当 ☎029-229-1157

出生届出後、乳児家庭全戸訪問で面談をした方に、子育て応援金(5万円)を支給します。申請は、子育て支援アプリ「ひなっこ」から訪問日の前日までに行ってください。詳細は市ホームページをご覧ください。

## 出産育児一時金

問 国保年金課国保係 ☎029-273-0111

国民健康保険に加入している方が出産した時は、世帯主に出産一時金50万円(※)が支給されます。妊娠12週(85日)以降であれば、死産、流産の場合でも支給されます。支給には、出産費用を国保から医療機関に直接支払う「直接支払制度」が導入されています。直接支払制度を利用しない場合または差額がある場合は申請が必要となります。

※産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産の場合は48万8千円

## 小児医療福祉費支給制度(マル福)

問 国保年金課医療係 ☎029-273-0111

健康保険に加入しているお子さんに対して、保険診療分の医療費の一部を助成します。

※受給には申請が必要です。

### 受給期間

誕生日から18歳になる学年末まで

※毎年お子さんの誕生月下旬に更新があります(1日生まれのお子さんは、前月分に含まれます)。

### 助成内容

外来・入院医療費(保険診療分)の自己負担金を除く一部負担金の助成  
調剤薬局は自己負担なし

※自己負担金とは

- 外来診療:1医療機関ごとに1日600円(月2回まで)※3回目から無料
- 入院診療:1医療機関ごとに1日300円(月3,000円まで)

### 持参するもの

- 健康保険証
- 申請者の印
- マイナンバーがわかるもの
- 本人確認ができるもの(運転免許証など)
- 預金通帳等振込み口座がわかるもの

### 申請窓口

国保年金課医療係/那珂湊支所保険福祉担当

## 新生児聴覚検査

問 子ども家庭センター母子保健担当 ☎029-229-1157

難聴等の聴覚障害を早期に発見し、療育につなげることにより、音声言語発達等への影響を最小限に抑えます。出産した病院で生後3日以内に検査を実施します。検査方法に応じて費用の一部を助成します。

## 児童手当

### 問 子ども政策課 ☎029-273-0111

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)のお子さんを養育している方(父母等のうち所得が高い方)に支給します。出生や転入の日等の翌日から15日以内に必ず申請してください。

- 養育している方が公務員の場合は、勤務先から支給されます。詳しくは勤務先へお問合せください。
- 必要な書類等については、申請される方の状況によって異なりますので、お問合せください。

支給額	
お子さんの年齢	児童手当の額 (1人あたりの月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円
中学生	一律10,000円

※「第3子以降」とは、養育している高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)のお子さんのうち、3番目以降のお子さんをいいます。

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、年齢や出生順に関わらず、特例給付として1人あたり月額5,000円を支給します。また、所得上限限度額以上の場合、手当は支給されません。

### 支給日

2月、6月、10月の10日に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

※10日が土・日・祝日の場合は、その直前の金融機関営業日

### 令和6年10月より制度改正

令和6年10月1日より児童手当の制度が改正され、対象年齢、支給額、支給日などが変わります。詳細は市ホームページをご覧ください。

## 産婦健康診査

### 問 子ども家庭センター母子保健担当 ☎029-229-1157

産後2回(産後2週間、産後1か月頃)、健康診査の費用を助成します。

## 未熟児養育医療給付

### 問 国保年金課医療係 ☎029-273-0111

身体の発育が未熟なまま生まれ養育を必要と

する乳児が、指定養育医療機関において入院養育を受ける場合に、治療に要する医療費の一部を助成します(対象者は、医師が入院養育を必要と認めた乳児で、出生時の体重や症状などの条件があります)。

### 助成内容

入院医療費(保険診療分)の自己負担金を除く一部負担金の助成

世帯の市町村住民税額(世帯合算)に応じた自己負担金があります。

※申請方法等詳しくは、お問合せください。

※申請は、乳児が入院中に行ってください。

### 申請窓口

国保年金課医療係/那珂湊支所保険福祉担当

## 胆道閉鎖症の早期発見

### 問 子ども家庭センター母子保健担当 ☎029-229-1157

母子健康手帳に赤ちゃんの便の色を確認するカードが入っています。カードを使って赤ちゃんの便の色に注意しましょう。便の色について気になることがあれば、医療機関、市へ相談してください。

## 先天性代謝異常等検査

### 問 茨城県ひたちなか保健所健康増進課

☎029-212-7272

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常の病気を早期に発見し、治療へつなぐことにより障害の発生を防ぎます。出産した病院で生後4~6日の新生児から血液を採取します。検査は無料ですが、採血料は自己負担となります。

## topics

育児・介護休業法の改正により、さらに男性の育児休業が取得しやすくなりました!

配偶者の妊娠・出産を申し出た労働者に対し、企業側が個別に「産後パパ育休」の取得の働きかけを行うことが義務化されました。

詳細は右記をご覧ください。



## あなたの子育て応援します

妊娠・出産を迎えると、うれしい反面今までは体調や生活が変わり色々な不安や悩みを抱えがちです。そんなときには、一人で悩まずにぜひご相談ください。

### ★ 乳児家庭全戸訪問



問 子ども家庭センター母子保健担当 ☎029-229-1157

赤ちゃんは生まれてから1歳のお誕生日を迎えるまでに、目覚ましい成長を遂げます。

ひたちなか市では、赤ちゃんの健やかな成長と保護者の方の健康を応援するために、看護師等が家庭訪問を行います。

対象

市内に住所があるおおむね生後4か月までの乳児

### ★ 産後ケア事業

問 子ども家庭センター母子保健担当 ☎029-229-1157

ひたちなか市に住所がある生後1歳未満の乳児とその母親で、家族等から協力が得られず、心身の不調や育児不安等がある方を対象に、医療機関等の実施施設や自宅で心身のケアや授乳指導・育児相談等が受けられます。実施施設により、対象月齢や利用者負担額が異なります。

利用を希望される方は、利用希望日の7日前までにご連絡ください。

### ★ ホームスタート(子育て支援家庭訪問事業)

「初めての子育てでいろいろと不安…」「引っ越ししてきて、近くに親戚や友人がいない…」「二人目の誕生で、上の子が赤ちゃん返りをして大変…」「外出しづらくて家にこもりがち…」「出産後、大人と話していない…」「ほんの少しの手助けをしてほしい…」そんなときにホームスタートを利用してみませんか？

ホームビジター(子育て経験のある研修を受けたボランティア)が週に1回(2時間)程度、4回ご家庭に訪問し、おしゃべりしたり一緒にお子さんと遊んだりして過ごします。

#### お申込・問合せ

ホームスタート・ひたちなか事務局:NPO法人たまり場ぼぼ  
☎080-4350-4150(平日9:30~16:00)または  
h\_s\_hitachinaka@yahoo.co.jpまで  
子ども政策課 ☎029-273-0111

### ★ こんなサポートもあります

●産前産後の家事をサポート  
ファミリーサポート・センター P39へ

●上の子を預けたい  
緊急保育、保育所、託児所等 P38へ

●悩んだらまず相談を  
さまざまな相談窓口 P58~62

妊娠中の方も  
ご利用になれます



- ご利用は無料です。
- 妊娠中の方・6歳未満のお子さんがある家庭が対象となります。
- 訪問時にどんな活動をするかについては、保護者のご要望に沿いながら調整役であるオーガナイザーと一緒に決めていきます。家で過ごすだけでなく、一緒に買い物をしたり子育てサロンに行くこともできます。



※ホームスタート(子育て支援家庭訪問事業)は、市とNPO法人たまり場ぼぼの協働事業です。